

茨木市総合保健福祉計画 《総括》 分野別計画

茨木市高齢者保健福祉計画(第7次)
茨木市介護保険事業計画(第6期)

概要版



平成27年(2015年)3月策定



茨木市

目 次

茨木市総合保健福祉計画《総括》の概要

■ 計画の基本的考え方	1
策定（見直し）の趣旨	1
総合的な保健福祉施策の推進に当たっての課題	1
■ 計画の基本方針	2
基本理念	2
基本目標	2
計画の期間	2
■ 計画の構成	3
■ 施策体系	3

茨木市高齢者保健福祉計画（第7次）

茨木市介護保険事業計画（第6期）の概要

■ 計画の基本的考え方	4
計画の背景と趣旨	4
計画の位置付け	4
計画の性格	4
■ 計画年度における人口等の推計	5
高齢者人口の推計	5
要支援・要介護認定者の推計	6
計画策定に当たっての方向性	6
■ 計画の基本方針	7
基本理念	7
基本目標	7
■ 基本目標別の施策内容	9
基本目標1 安心して暮らせる地域づくり	9
基本目標2 認知症高齢者支援策の充実	14
基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進	15
基本目標4 地域活動・社会参加の促進	16
基本目標5 介護保険事業の適正・円滑な運営	18
■ 介護給付サービス等の見込量の算定	19
各年度の介護給付サービス量の見込み	19
保険料段階と保険料の設定	25

茨木市総合保健福祉計画《総括》の概要

■ 計画の基本的考え方

策定（見直し）の趣旨

- ◆ 本市では、平成24年（2012年）3月に、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的に、地域福祉ネットワークの推進や、災害時要援護者支援の強化など、地域住民や社会福祉事業者等との協働の取組を新たに盛り込み、「茨木市総合保健福祉計画」（以下「総合保健福祉計画」という。）を策定しました。
- ◆ また、平成27年（2015年）3月に、「障害福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を新たに策定し、「地域福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」「障害者施策に関する長期計画」についても、法改正や社会情勢、市の状況の変化などに柔軟に対応するため、見直しを行いました。
- ◆ 総合保健福祉計画に基づき、すべての市民が一人の人間として尊重され、支え合い、助け合う中で生きがいを持って、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくりを目指すものです。

総合的な保健福祉施策の推進に当たっての課題

少子高齢化の進展、市民の生活意識の変化や価値観の多様化などを背景に、ひとり暮らし世帯の増加や近隣同士の関係の希薄化が一層進むものと予想され、保健福祉ニーズはより多様化、複雑化し、行政による公的なサービスの支援だけでは限界が生じ始めています。

このため、地域住民と行政が適切な役割分担のもと、協働して取り組むための仕組みづくりが求められています。

一方、これまでの保健福祉施策は、地域福祉や健康づくり、障害者福祉、高齢者福祉など分野ごとに展開し、本来、総合的に推進した方が効率的・効果的であると思われる共通する施策（地域での見守り、権利擁護、健康増進等）は、各分野の施策の中で個別に取り組まれてきたのが現状です。

今後の保健福祉に関する法制度の動向や社会情勢、本市を取り巻く現状などを踏まえ、総合的な保健福祉施策を展開するに当たり、取り組むべき課題をまとめると、次のとおりです。

1 地域の助け合い、支え合いによる要援護者支援の体制づくり

- 近隣間での助け合い活動が活発化するよう、地域住民の結び付きを強化する取組が重要
- 大規模な災害が発生しても、互いに助け合うことができるよう、要援護者を支援するための体制づくりが必要

2 利用者の視点に立ったサービス提供の仕組みづくり

- 市民がいつでも、どこでも相談できるように相談支援の窓口を整備する一方、必要なサービスに結び付けられるよう、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等、専門機関との連携を図り、重層的な支援ができる体制が重要

3 市民の主体的な健康づくりを促す仕組みづくり

- メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）や生活習慣病により、QOLの低下を招かないよう、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりが必要

4 すべての市民の尊厳が守られる地域社会づくり

- 認知症などにより判断能力が低下しても、日常生活上、不利益を受けないような仕組みをつくることやユニバーサルデザインの推進による安心・安全な環境整備が重要
- 互いの人権を認め合い、人権意識の根付いた地域づくりへの取組が必要

■計画の基本方針

基本理念

すべての人がすこやかに、安心して暮らし続けられる福祉のまちづくり

基本目標

総合保健福祉計画は、次の3つの基本目標を設定し、分野別計画を推進します。

1 とともに支え合う地域社会の形成

- ◆ 市民一人ひとりの保健福祉に対する意識を高め、認め合い、支え合う意識の醸成に努めます。
- ◆ 関係機関をはじめ、市民やボランティア団体・市民活動団体との連携と協力を進めます。
- ◆ 「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、保健、医療、福祉、介護などに関わるサービスの総合的な展開と多様なサービス提供体制の整備を推進します。

2 健康づくりの推進

- ◆ すべての市民が生涯にわたり、望ましい生活習慣を身に付け、心身ともに健やかに暮らせるよう、市民一人ひとりの健康意識を高めます。
- ◆ 市民が一体となって健康づくりに取り組める環境づくりを推進します。

3 すべての人が活躍できる人権尊重社会の形成

- ◆ 市民一人ひとりが、地域社会の担い手であることを自覚し、差別や偏見をなくし、それぞれの個性と能力が発揮できるよう、すべての市民の人権が尊重されるための取組を推進します。
- ◆ 保健、医療、福祉、介護などのサービス提供に当たっては、利用者が安心して、その人らしい生活を送ることができるよう、人権を尊重した取組を推進します。

計画の期間

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
総合保健福祉計画			見直し			
地域福祉計画		(第2次)	見直し			
健康いばらき21・食育推進計画		(第2次)	見直し			
障害者施策に関する長期計画		(第3次)	見直し			
障害福祉計画		(第3期)	策定		(第4期)	
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画(第6次) 介護保険事業計画(第5期)		策定		高齢者保健福祉計画(第7次) 介護保険事業計画(第6期)	

■ 計画の構成

第1編 総括

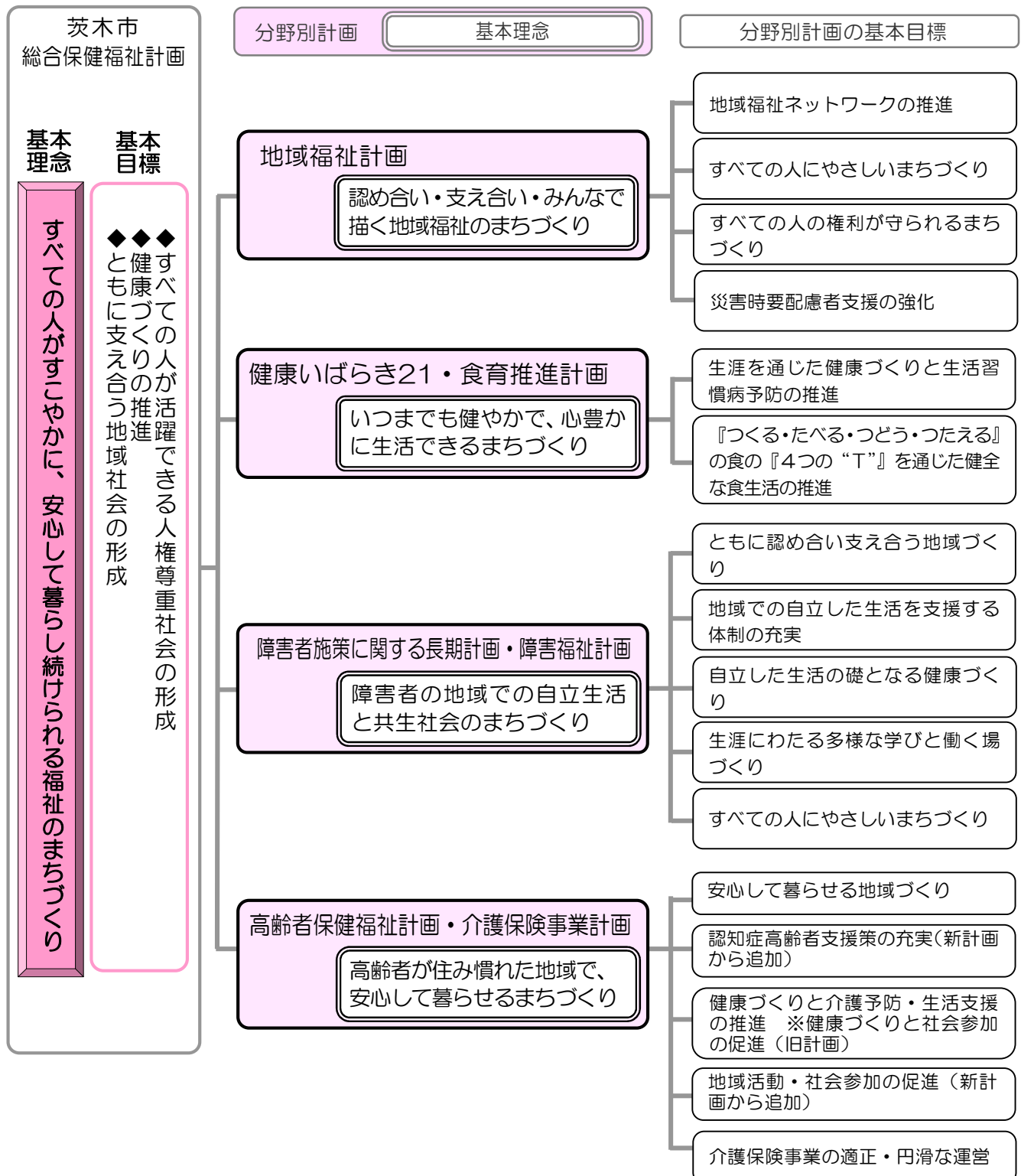
第2編 分野別計画

第1部 茨木市地域福祉計画、健康いばらき21・食育推進計画

第2部 茨木市障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画

第3部 茨木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

■ 施策体系



茨木市高齢者保健福祉計画（第7次） 茨木市介護保険事業計画（第6期）の概要

■ 計画の基本的考え方

計画の背景と趣旨

- ◆ 我が国は、平成19年（2007年）には高齢化率が21%を超え、超高齢社会に突入しています。平成37年（2025年）には65歳以上の高齢者が、3,657万人になると予測されており、高齢化率は30.3%となる見込みになっています。認知症高齢者や、ひとり暮らしなど的高齢者世帯も増加しており、介護ニーズの高まりとともに、将来的には介護給付費の増加、ひいては保険料の上昇が懸念されています。
- ◆ 本市では、平成26年（2014年）9月30日現在、高齢化率は22.0%で、全国平均の25.4%〔平成26年（2014年）2月1日〕に比べ低い状況となっています。今後、平成37年（2025年）に向けて、団塊の世代が75歳以上となることから、本市においても医療や介護サービスが必要となる高齢者の増加は、避けられない状況であります。
- ◆ 医療ニーズと介護ニーズを併せもつ高齢者の増加に備えて、地域包括ケアシステムの確立・推進による在宅医療や介護サービスの総合的な提供体制の整備や認知症施策の推進が求められています。国は、平成26年（2014年）6月に「医療介護総合確保推進法」を制定し、関係法令が順次施行を始めるなど、介護保険サービス等の実施・運営に幅広い展開を求めています。
- ◆ 本市においても「これからの高齢者施策のあり方」として、平成26年（2014年）1月に高齢者の「居場所」と「出番」の創出を目指し、様々な取組を推進するよう報告書としてまとめ、その実施が求められています。
- ◆ 「茨木市高齢者保健福祉計画(第7次)・茨木市介護保険事業計画(第6期)」は、これまでの取組を評価し、超高齢社会の諸問題に対応できるよう、今後の3年間と団塊の世代が75歳以上となる10年間の2つの期間に取り組む内容について、策定するものです。

計画の位置付け

- ◆ 本市のまちづくりの上位計画である「茨木市総合計画」に基づくもので、高齢者の総合的な保健、福祉、介護の施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るとともに、高齢者を含む地域福祉に関する諸計画の総合化に合わせた「茨木市総合保健福祉計画」と一体的に策定するものです。
- ◆ 団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据えた計画とします。

計画の性格

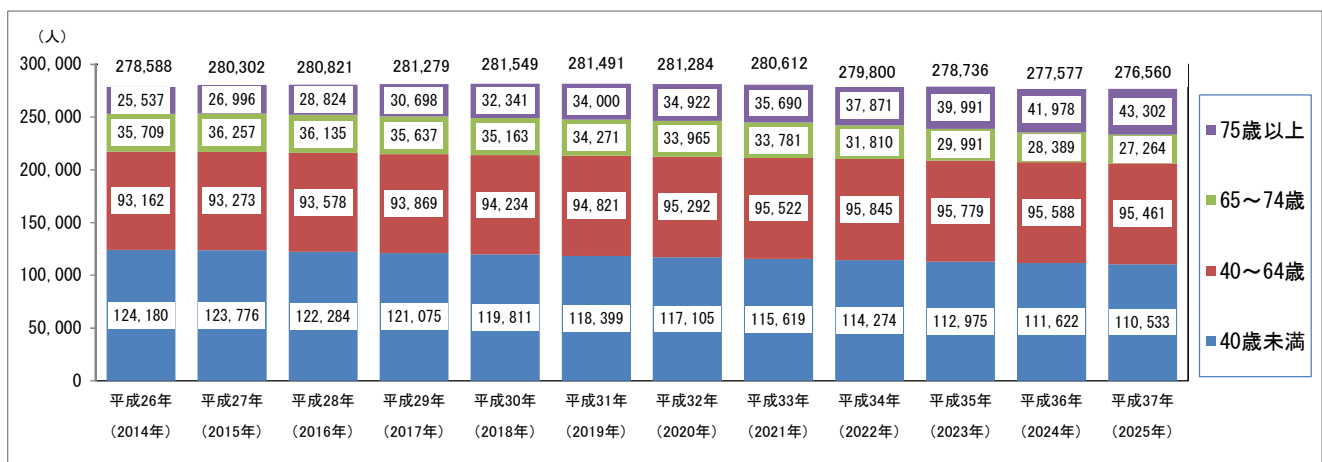
- ◆ この計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第116条に規定する基本指針に即し、同法第117条に基づき策定します。
- ◆ 前計画の考え方を引継ぎ、「茨木市総合保健福祉計画」の高齢者を対象とした保健福祉施策及び介護保険事業を包含した計画として、社会福祉法に基づく地域福祉計画をはじめ、健康増進法に基づく健康増進計画（健康いばらき21）、その他関連計画との整合性を図り策定します。

計画年度における人口等の推計

高齢者人口の推計

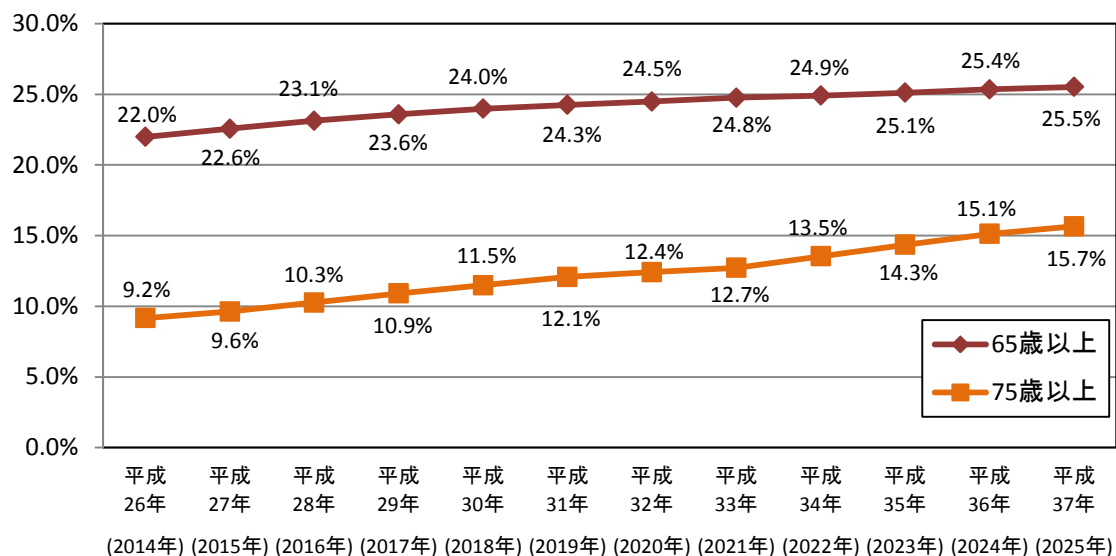
- ◆ 平成26年（2014年）9月30日時点の住民基本台帳人口を基に推計を行っています。国勢調査のデータを活用し、コーホート要因法により推計されている「総合計画策定に向けた人口推計（平成25年3月）」の推計人口から平成27年（2015年）から平成37年（2025年）までの毎年、性別年齢階層別増加率を算出し、それを平成26年（2014年）の住民基本台帳人口に乗ずることにより、平成37年（2025年）までの性別年齢階層別人口を算出しています。
- ◆ 「総合計画策定に向けた人口推計値」ではなく、独自の推計人口を算出するのは、上記推計が国勢調査人口を基に人口推計をしているためです。彩都西部地区及び本計画策定時点で把握している比較的大規模な住宅開発や、立命館大学大阪茨木新キャンパスの開設に伴う学生等の転入についても一定程度考慮しています。

【人口構成の推計】



※コーホート要因法とは、各コーホート（出生年が同じ人口集団）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの人口変動要因それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法です。各年9月30日時点〔平成26年（2014年）は実績（住民基本台帳）〕。

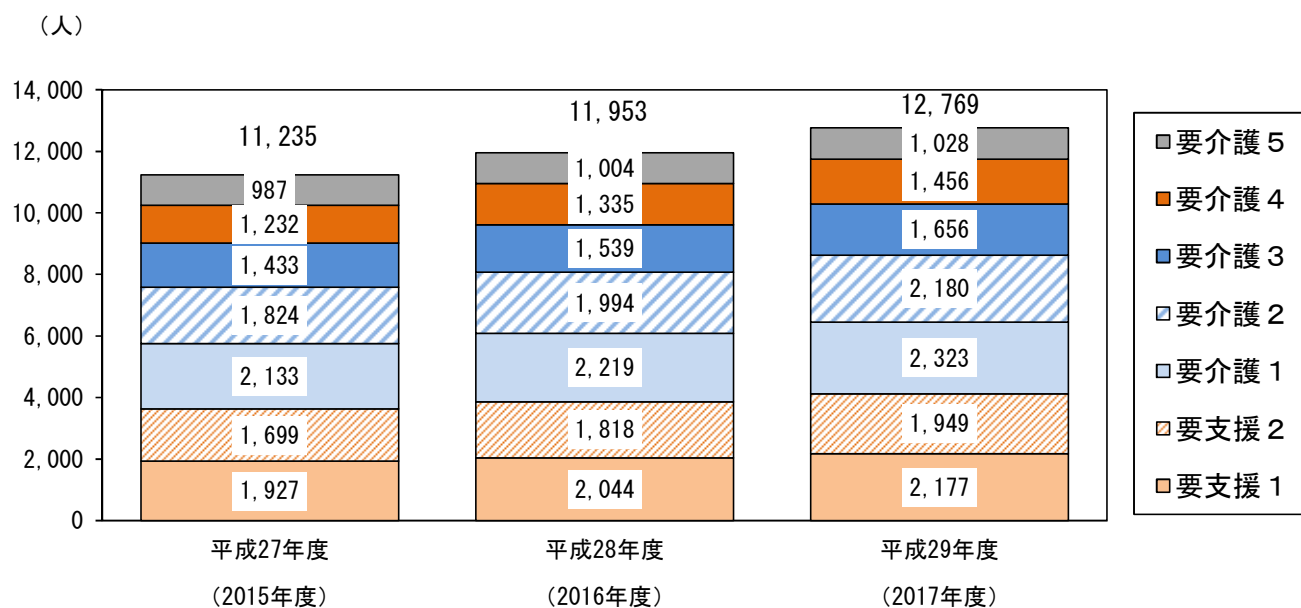
【高齢化率の推計】



要支援・要介護認定者の推計

- ◆ 平成29年度（2017年度）までの要支援・要介護認定者数を、人口推計の結果及び過去の要支援・要介護認定率の実績を勘案し、推計しています。
- ◆ 要支援・要介護認定者数は、平成29年度（2017年度）を12,769人と推計し、高齢者の増加とともに年々増えると予想しています。

【要支援・要介護認定者の推計】



計画策定に当たっての方向性

- ◆ 前計画に対する現状と評価・課題を踏まえた上、本計画策定に当たっての視点及び平成25年度（2013年度）に専門部会で検討してきた内容を考慮し、本計画で取り組むべき方向性を次の6つにまとめました。

- ①各種高齢者福祉施策の推進
- ②平成37年(2025年)を見据えた介護保険事業計画の策定
- ③地域包括ケアシステムの実現
- ④医療・介護の総合的なサービス提供
- ⑤予防給付の見直しと生活支援サービスの充実
- ⑥認知症施策の推進

■計画の基本方針

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、
安心して暮らせるまちづくり

基本目標

1

安心して暮らせる地域づくり

- ◆ 今後、地域には医療、介護ニーズの高い高齢者の増加が予測されます。
- ◆ 高齢者の人権が尊重され、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう、在宅での生活に必要とされる住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが一体的に提供できる地域包括ケアシステムの実現に取り組みます。

2

認知症高齢者支援策の充実

- ◆ 認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活が維持できるよう、認知症に対する正しい理解を周知するとともに、早期発見・早期対応への取組と認知症の状態に応じた高齢者本人及び家族等への支援を充実します。

3

健康づくりと介護予防・生活支援の推進

- ◆ はつらつ世代の健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、健康診査の実施や受診率の向上に努めます。
- ◆ 本計画期間内において、これまで予防給付であった「通所介護」「訪問介護」を地域支援事業に移行し、高齢者のニーズに応じ選択できる多様な生活支援サービスを提供できる体制を整備するほか、地域の様々な場所を活用した住民主体の介護予防への取組が充実できるよう支援に努めます。

4

地域活動・社会参加の促進

- ◆ 高齢者がこれまで培ってきた知識や技術を活かすことにより、地域社会を支える担い手として活躍できるよう、ボランティアや就労など、生きがいづくりへの積極的な活動を支援します。
- ◆ 社会参加の促進を図ることにより、高齢者の身近な居場所を増やすなど、高齢者の居場所と出番の創出を実現します。

5

介護保険事業の適正・円滑な運営

- ◆ 高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤の整備に努めるとともに、利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者本位のサービス提供体制を整備します。
- ◆ 介護保険サービス提供事業者への指導・助言や介護従事者の育成・定着に向けた支援に努める一方で、介護給付適正化の取組などにより、サービスの質の向上を図り、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に取り組みます。



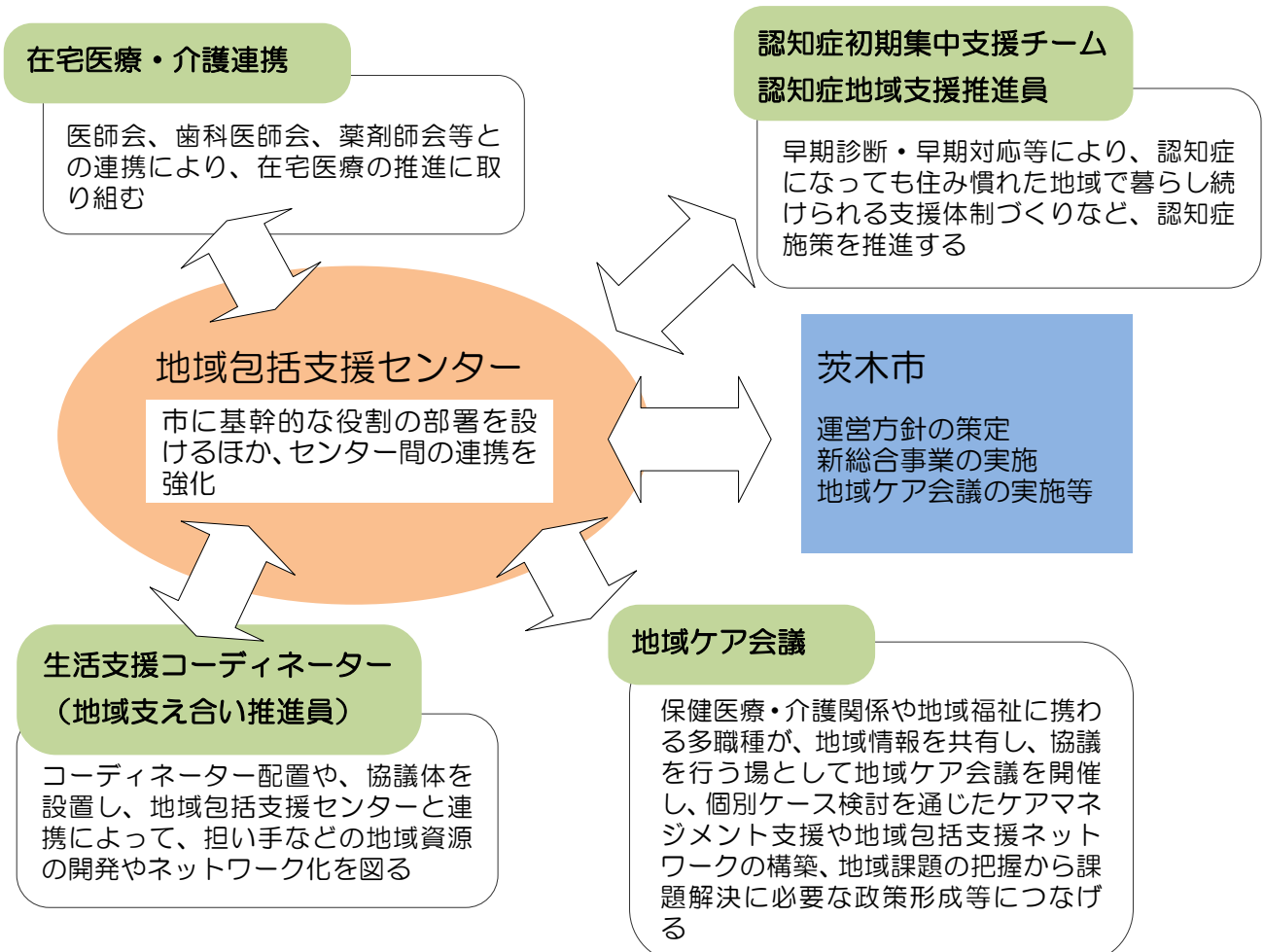
■基本目標別の施策内容

基本目標1 安心して暮らせる地域づくり

- ◇ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者等の人権が尊重され、住み慣れた地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう、医療と介護の連携を強化するとともに、地域包括ケアシステムの実現を目指します。
- ◇疾病や障害を抱えても、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護が受けられるよう、地域における医療と介護の連携を推進します。地域ケア会議等において、多職種が必要に応じて情報共有しながら、それぞれの役割に応じて機能を分担し、高齢者の在宅生活を支えるための連携を強化します。
- ◇虐待防止・権利擁護に係る取組や日常生活の支援、福祉のまちづくりなどの取組によって、安心して暮らせる地域づくりの実現を目指します。

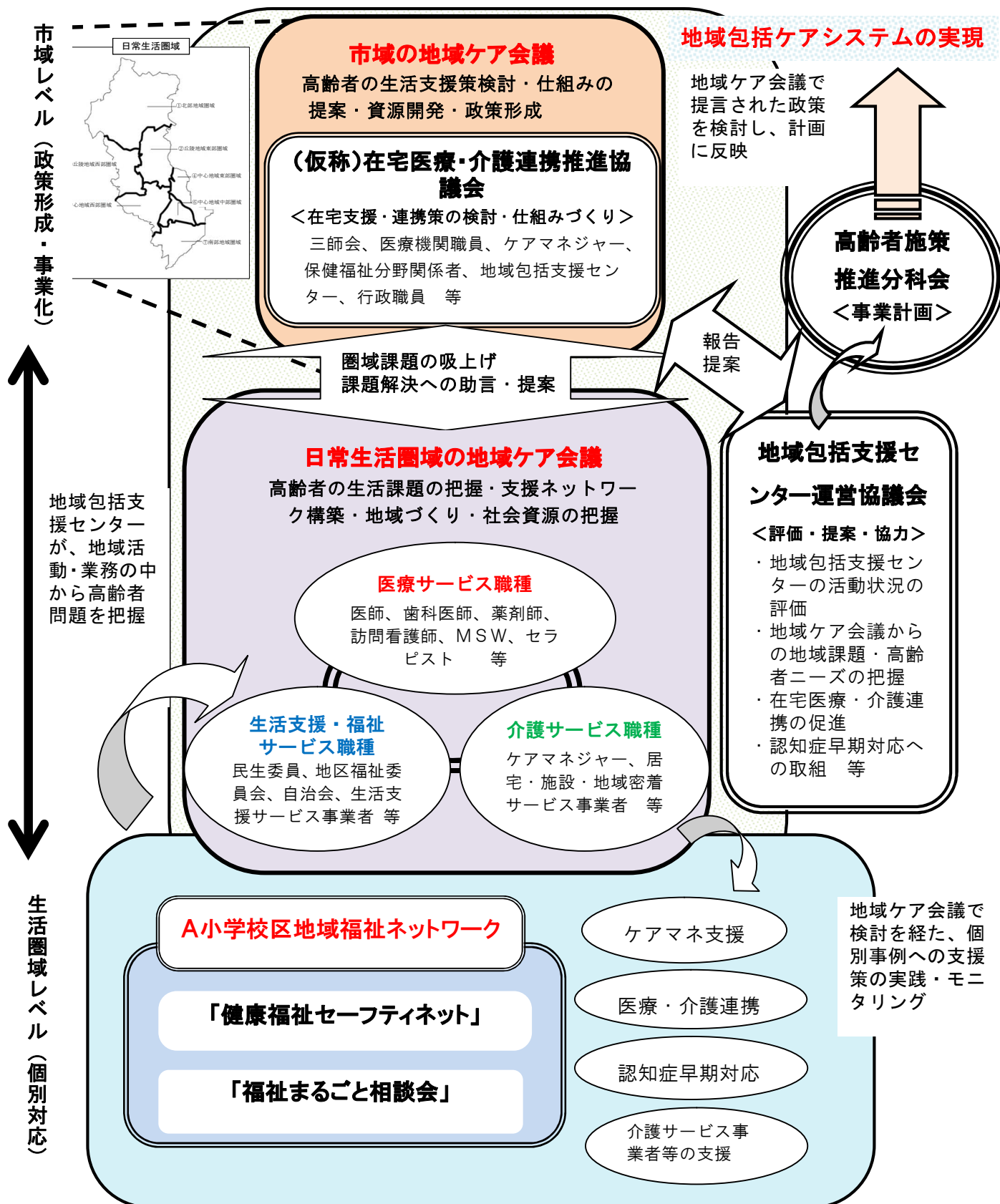
◆地域包括支援センターの包括的支援機能の充実

- ◇地域包括支援センターは、市の運営方針に基づき担当圏域の状況に応じた事業計画を策定し、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進するため、担当圏域の専門相談支援機関あるいはコーディネーターとしての役割を担います。



◆地域ケア会議の推進

◇地域包括支援センターが中心となって、担当圏域における医療や介護、福祉等の関係者との情報共有の場として地域ケア会議を開催します。個別ケース（困難事例等）を多職種で検討することにより、ケアマネジメントの質向上への支援を行うほか、高齢者を支援する地域のネットワークづくりや個別支援を通じた地域課題の把握につなげていく取組を推進します。



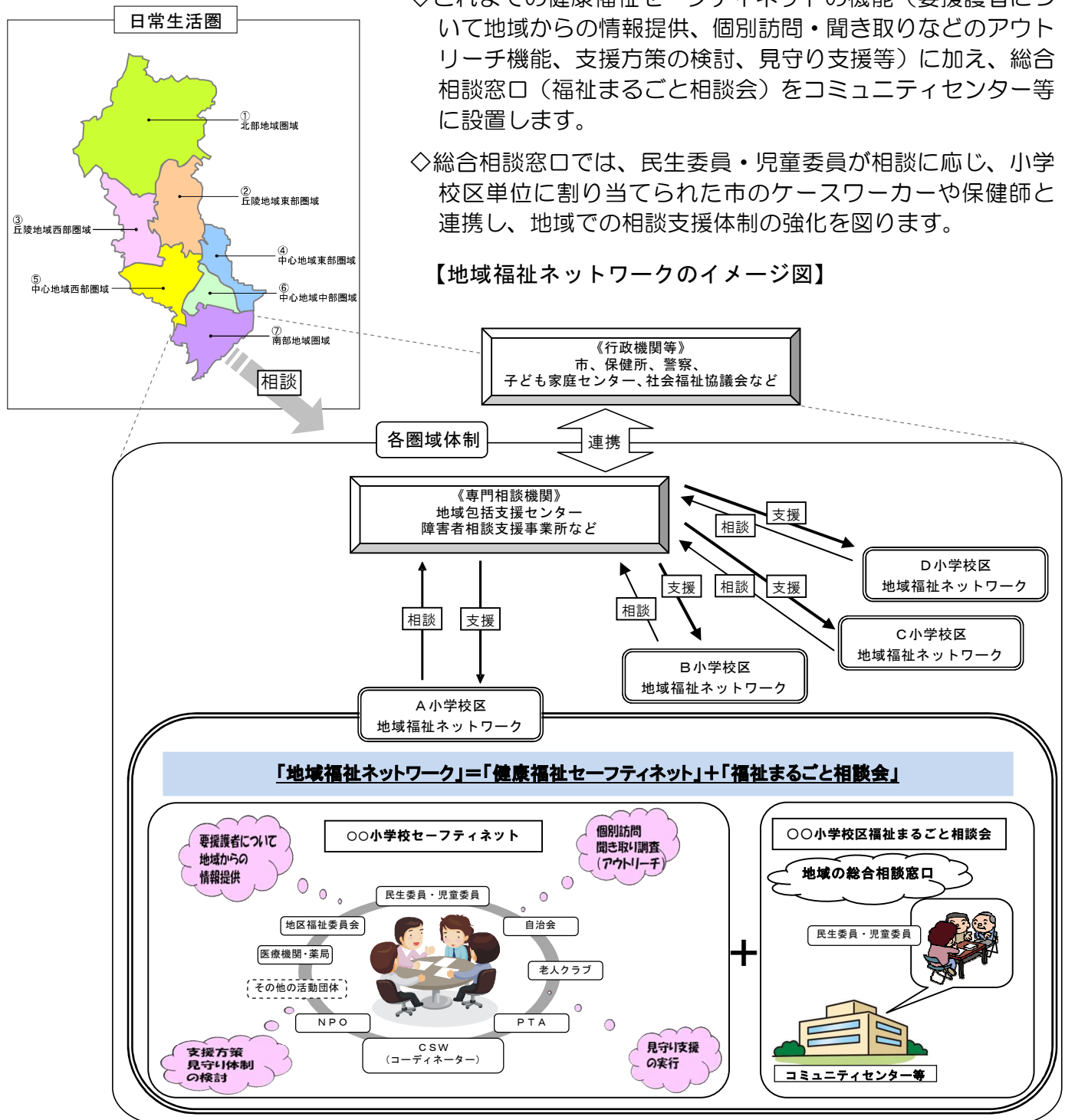
◆地域福祉ネットワークの展開

◇平成18年（2006年）から小学校区単位に設置してきた健康福祉セーフティネットを基盤として、引き続き「地域福祉ネットワーク」の充実に努めます。

◇これまでの健康福祉セーフティネットの機能（要援護者について地域からの情報提供、個別訪問・聞き取りなどのアウトリーチ機能、支援方策の検討、見守り支援等）に加え、総合相談窓口（福祉まるごと相談会）をコミュニティセンター等に設置します。

◇総合相談窓口では、民生委員・児童委員が相談に応じ、小学校区単位に割り当てられた市のケースワーカーや保健師と連携し、地域での相談支援体制の強化を図ります。

【地域福祉ネットワークのイメージ図】



- ・ **総合相談窓口**：民生委員・児童委員が、地域の要援護者等からの相談を受け、必要な福祉サービスの紹介や、困難事例についてコーディネーターと連携して対応します。
- ・ **コーディネーター**：地域で活動する関係機関・団体と連携し、地域の要援護者への支援、地域福祉ネットワークへのつなぎ役などの役割を担います。
- ・ **地域の関係機関・団体**：地区福祉委員会、自治会、老人クラブ、PTA、NPO、医療機関・薬局などが、地域活動を通じ発見した問題や課題について、民生委員・児童委員に連絡したり連携して支援を行います。
- ・ **その他の活動団体**：上記の機関・団体以外の地域活動団体で、支援を必要とする人を発見した場合、地域の関係機関等に連絡やつなぎ等を行います。

【施策の方向】

【取組内容】

1 地域支援機能の強化

◇日常生活圏域を担当する地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムの実現を目指します。

(1) 日常生活圏域の設定

(2) 地域包括支援センターの包括的支援機能の充実

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②地域包括支援センターの職員の確保と資質の向上
- ③地域ケア会議の推進
- ④地域包括支援センターに関する情報の公表

(3) 地域で支え合う体制の充実

- ①地域福祉ネットワークの展開（健康福祉セーフティネットの強化）
- ②生活支援サービスの体制整備及び生活支援コーディネーターとの連携
- ③生活困窮者に対する自立支援
- ④孤立死防止への取組の推進
- ⑤行方不明者捜索支援事業
- ⑥災害時等における支援体制の強化
 - ・市民の防災意識向上のための取組
 - ・安否確認体制の確立
 - ・介護保険施設等との協定に基づく大規模災害時の受け入れ体制の拡充
 - ・避難所におけるサービスの提供体制の推進

2 医療・介護の連携の推進

◇今後、疾病構造の変化や通院が困難になるなど、在宅で医療ケアを必要とする人が増えることから、在宅医療を担う診療所、病院、薬局、訪問看護事業所、福祉関係者などが、それぞれの役割や機能を分担し、相互に連携することが重要です。

◇保健、医療、福祉、介護の連携による地域包括ケアシステムに向けて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、在宅医療の推進に取り組めます。

(1) 在宅療養の充実

- ①地域における在宅医療情報の提供
- ②在宅療養の支援

(2) 医療と介護の連携強化

- ①多職種連携の取組
- ②「（仮称）在宅医療・介護連携推進協議会」の開催

【施策の方向】

【取組内容】

3 虐待防止・権利擁護に関する取組の推進

- ◇「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。
- ◇高齢者と接する介護従事者に対する人権意識の向上を図り、虐待防止に努めます。

(1) 虐待防止への取組の推進

- ①虐待防止及び啓発への取組
- ②虐待への対応
 - ・障害者・高齢者虐待防止ネットワーク事業
 - ・高齢者緊急一時保護事業

(2) 権利擁護の推進

- ・成年後見制度利用支援事業
- ・成年後見審判（法定後見）の市長申立
- ・日常生活自立支援事業

4 安心して暮らせる環境の充実

- ◇高齢者にとって安全で安心な住まいの確保を進めるとともに、生きがいのある生活を送るための趣味の活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加できるよう、バリアフリー化を進めるとともに安全で快適なまちづくりを推進します。
- ◇高齢者が家庭に引きこもることなく、外出しやすくするため、移動手段の充実に努めます。

(1) 安全・安心な住環境の整備

- ・高齢者住宅等安心確保事業
- ・高齢者世帯家賃助成事業
- ・サービス付き高齢者向け住宅の情報提供
- ・高齢者の居住の安定確保

(2) 福祉のまちづくりの推進

(3) 移動手段の充実

5 在宅生活への支援

- ◇支援が必要な高齢者やその家族が、住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、介護保険サービスと福祉サービスとを適切に組み合わせながら、在宅での生活を包括的に支援します。

(1) 日常生活の支援

- ・緊急通報装置設置事業
- ・高齢者食の自立支援サービス事業
- ・ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業
- ・安心カード配布事業
- ・高齢者に日常生活用具給付事業

(2) 家族介護への支援

- ・高齢者紙おむつ等支給事業
- ・高齢者ごいっしょサービス事業
- ・高齢者位置情報お知らせサービス事業

基本目標2 認知症高齢者支援策の充実

- ◇認知症高齢者は、今後、本市においても増加すると予想されています。認知症を正しく理解し、地域の見守りとより良いケア、医療が提供できるよう努めることが国の施策として喫緊の課題となっています。そこで、国は、平成27年（2015年）に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を策定しました。
- ◇本市においても、認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療との連携、介護及び生活支援の充実を目指します。

【施策の方向】

【取組内容】

1 認知症ケアパスの普及と活用

◇認知症の人一人ひとりの容態に合わせて、支援の目標を設定できるよう、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等の間で共有され、サービスが切れ目なく提供されるよう、認知症ケアパスの普及と活用に努めます。

(1) 認知症ケアパスの普及

(2) はつらつパスポートの活用促進

2 医療との連携、認知症への早期対応の推進

◇認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしい生活を維持するため、医療、介護及び生活支援サービスが受けられるよう、多職種による効果的な支援体制に取り組みます。

(1) かかりつけ医との連携

(2) 認知症地域支援推進員の充実

(3) 認知症初期集中支援チームの設置

3 認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

◇認知症高齢者の尊厳を守り、介護を担う家族等の負担軽減を図るため、また、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を通じて知識の普及・啓発に努めます。

(1) 認知症に対する理解の促進

- ① 認知症に関する知識の普及・啓発
- ② 認知症サポーターの活動の推進
- ③ 認知症カフェの設置

(2) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築

基本目標3 健康づくりと介護予防・生活支援の推進

- ◇要支援を対象とした予防給付のうち、「訪問介護」と「通所介護」を地域支援事業に移行し、予防給付の見直しと生活支援サービスの充実を図る介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）を平成28年（2016年）4月から実施します。
- ◇はつらつ世代の健康寿命の延伸を図るため、高齢者の主体的な健康づくりや介護予防の取組を推進するとともに、健康診査の受診率の向上や保健指導の充実に努めます。新しい総合事業において、高齢者が地域社会を支える担い手として活躍できるよう、生活支援サービス事業への参加を支援します。

【施策の方向】

1 はつらつ世代における「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」の推進

◇はつらつ世代の健康寿命を延伸し、活力ある生活を送るために、引き続き、「健康いばらき21・食育推進計画（第2次）」に基づく7つの分野の取組を推進します。

【取組内容】

(1) 介護予防事業との総合的な取組

(2) 健康診査の実施と受診率向上に向けた取組

- ・健康診査の実施
- ・受診率向上への取組

(3) 保健指導の充実

- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群に対する保健指導の実施
- ・生活習慣病重症化予防の取組

2 介護予防・生活支援サービス事業の充実

◇要支援の方や要支援に近い非該当の方を対象に、訪問型又は通所型の専門的なサービスに加えて、NPO、民間事業者、住民ボランティアなどの多様な担い手による生活支援サービスを提供し、自立した生活への支援を行います。

◇平成28年（2016年）4月から多様なサービスを創出できるよう、地域で活動する様々な団体や民間サービス事業者等の把握のほか、住民主体の介護予防事業をスタートさせます。

(1) 訪問型サービス

(2) 通所型サービス

(3) その他の生活支援サービス

(4) 介護予防ケアマネジメント



【施策の方向】

3 一般介護予防事業の推進

◇65歳以上高齢者及びその支援のための活動に関わる人を対象とした事業に取り組みます。生涯にわたっての健康づくりや介護予防に必要な基本的な知識を普及・啓発するとともに、高齢者が自ら取り組む地域での介護予防活動に対し支援します。

【取組内容】

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 一般介護予防事業評価事業

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

基本目標4 地域活動・社会参加の促進

◇これからの高齢者施策は、アクティブな高齢者への対応も踏まえて、活動の内容や形態、活動場所を見直し、受け身での「参加」から、主体的に活動する「参画」へ転換する必要があり、これまでの高齢者像そのものの大きな変革が求められています。

◇NPOなどに代表される自律的な市民活動と、老人クラブなどの地域自治組織の有機的な連携を促進しながら、新しい高齢者ニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加機会、つまり、高齢者の「居場所と出番」を創出・充実させるため、総合的な高齢者施策に取り組みます。

【施策の方向】

1 高齢者活動の拠点の整備

◇高齢者が地域社会を支える環境づくりを推進する中心的な施設として、高齢者事業に取り組む各団体が連携・交流できる活動拠点としての機能を包含した、「高齢者活動支援センター（シニアプラザいばらき）」を整備し、各種事業に取り組みます。

【取組内容】

(1) 老人クラブ活動活性化推進事業

(2) 高齢者リーダー養成事業

(3) いばらきシニアカレッジ「いこいこ未来塾」

(4) 高齢者いきがいワークス支援事業

(5) シニアマイスター登録事業

(6) 茨木ふれあいポイント事業
(介護支援ボランティアポイント事業)

【施策の方向】

【取組内容】

2 高齢者の身近な「居場所」の整備

◇小学校区における高齢者の交流の場である「いきいき交流広場」、地域における自立生活を支える介護予防事業「街かどデイハウス事業」などにより、高齢者が参画する身近な居場所の運営を支援します。

(1)いきいき交流広場の実施

(2)街かどデイハウス事業の実施

3 包摂型社会づくりの推進

◇高齢者とのふれあいの場を提供する世代間交流、高齢者福祉施設での体験学習やボランティア活動などを通じた福祉教育、老人クラブや各種レクリエーション・スポーツ活動による社会参加の支援などにより、多世代が参加する様々な交流機会を通じて、包摂型社会づくりへの理解を進めます。

(1)世代間交流の取組

(2)福祉教育の取組

(3)様々な高齢者の交流機会の取組

4 高齢者の「働く」の支援

◇関係機関と連携した高齢者雇用の啓発、就労機会の提供や生きがいづくりに役割を果たしているシルバー人材センターの運営支援、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスといった、新しい働き方の創造などにより、高齢者の新しい働く機会づくりを支援します。

(1)雇用に関する啓発活動への取組

(2)シルバー人材センターの取組

(3)高齢者の新しい働き方の創造



基本目標5 介護保険事業の適正・円滑な運営

- ◇高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤の整備に努めるとともに、利用者が質の高いサービスを選択できるよう、情報提供や相談支援を充実し、利用者本位のサービス提供体制を整備します。
- ◇介護保険サービス提供事業者への指導・助言や介護従事者の育成・定着に向けた支援に努める一方で、介護給付適正化の取組などにより、サービスの質の向上を図り、介護保険事業の適正かつ円滑な運営に取り組みます。

【施策の方向】

【取組内容】

1 介護保険運営体制の強化

◇介護保険サービスの提供に当たっては、利用者の人権を尊重しつつ適正に提供されるよう取り組みます。また、介護保険の運営状況の評価を行い、介護保険制度に対する信頼や安心の確保に努めます。

(1) 要介護認定の適正な実施

(2) 介護保険事業に係る評価の推進

(3) 介護給付適正化に向けた取組

(4) 介護保険サービス提供事業者への指導・助言等

(5) 介護保険サービスに対する相談体制の充実

(6) 介護従事者の育成・定着に向けた支援

2 介護保険サービスの充実と供給体制の整備

◇介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域でその人らしく、安心して生活ができるよう、居宅サービス、地域密着型サービスの充実と質の向上に努めます。

◇利用者ニーズ等に基づき必要量を設定するとともに、安定的な供給体制の確保・充実に取り組みます。

◇サービス利用者への情報提供に努めるとともに、低所得者に対する負担軽減措置を含めた支援を図ります。

(1) 地域密着型サービスの充実

(2) 介護保険サービス量確保の方策

(3) 介護保険サービス利用の周知、情報提供への取組

(4) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度の活用促進

■介護給付サービス等の見込量の算定

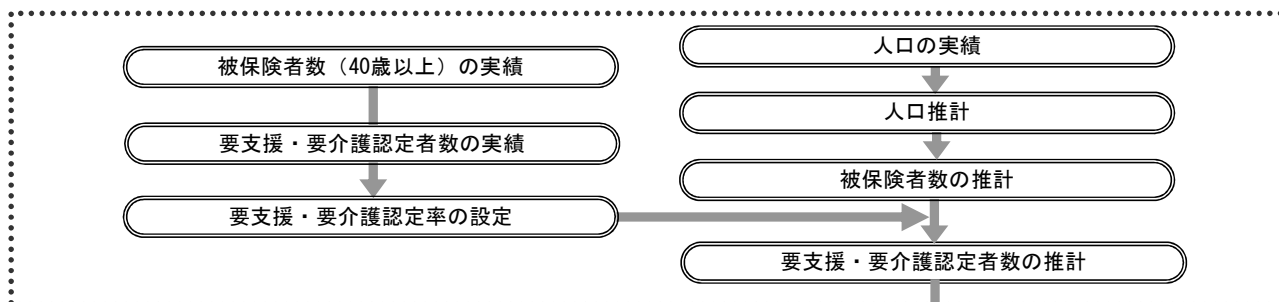
各年度の介護給付サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス量算出の手順の概要

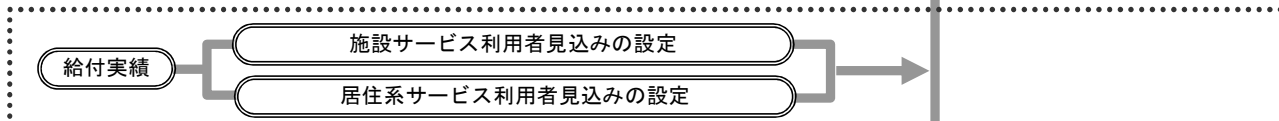
介護保険サービスの見込量は、平成24年度（2012年度）以降の介護保険サービスの利用実績をもとに高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向等を考慮し、国の示す手順に沿って、算出しています。

その概要は、以下のとおりです。

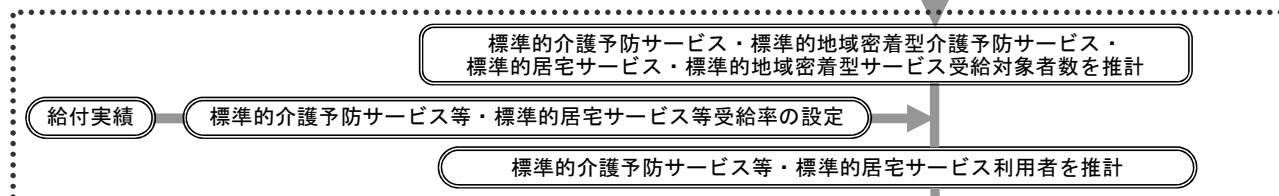
①被保険者及び要支援・要介護認定者の推計



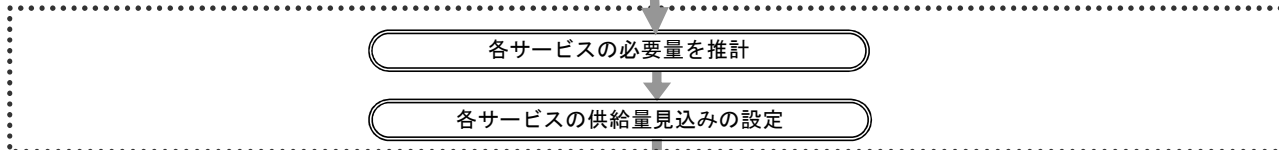
②施設サービス・居住系サービスの利用者の推計



③介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・居宅サービス・地域密着型サービス（居住系サービス等を除く）の推計



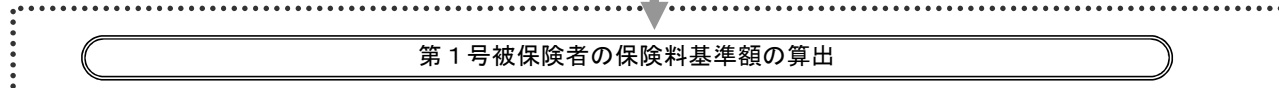
④サービス必要量の推計



⑤総費用、総給付費、地域支援事業費の推計



⑥保険料基準額の算出



(2) 施設・居住系サービス利用者の見込み

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護老人福祉施設	646人	646人	646人	666人
介護老人保健施設	504人	506人	508人	626人
介護療養型医療施設からの転換分	0人	0人	0人	0人
介護療養型医療施設	25人	25人	25人	25人
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護	87人	116人	145人	290人
認知症対応型共同生活介護	151人	151人	159人	230人
特定施設入居者生活介護	403人	408人	413人	558人
介護予防認知症対応型共同生活介護	2人	2人	3人	4人
介護予防特定施設入居者生活介護	38人	31人	22人	23人
合 計	1,856人	1,885人	1,921人	2,422人

(一月当たりの利用者数)



(3) 居宅サービス等の必要量の見込み

介護予防給付

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	13,980人	11,160人	5,580人	
介護予防訪問入浴介護	96回	96回	96回	96回
	24人	24人	24人	24人
介護予防訪問看護	12,192回	13,524回	14,880回	12,984回
	1,704人	2,004人	2,352人	2,964人
介護予防訪問リハビリテーション	2,280回	2,496回	2,652回	3,432回
	180人	192人	204人	264人
介護予防居宅療養管理指導	1,524人	1,524人	1,524人	1,968人
介護予防通所介護	10,404 人	6,336 人	1,212 人	
介護予防通所リハビリテーション	840 人	900 人	960 人	1,296 人
介護予防短期入所生活介護	456 日	480 日	504 日	1,020 日
	132 人	144 人	156 人	216 人
介護予防短期入所療養介護	288日	288日	288日	288日
	144 人	144 人	144 人	144 人
介護予防特定施設入居者生活介護	540 人	540 人	540 人	540 人
介護予防福祉用具貸与	7,620 人	8,316 人	9,096 人	13,116 人
特定介護予防福祉用具販売	444 人	528 人	600 人	852 人
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	192回	192回	192回	192回
	36 人	36 人	36 人	36 人
介護予防小規模多機能型居宅介護	108人	108人	108人	108人
介護予防認知症対応型共同生活介護	24人	24人	36人	48人
介護予防住宅改修	300 人	300 人	300 人	300 人
介護予防支援	23,772 人	18,960 人	9,480 人	16,320 人

(年間の見込数)

※介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援については、平成 28 年（2016 年）4 月から順次、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。

介護給付

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
居宅サービス				
訪問介護	663,852 回 26,304 人	714,276 回 26,136 人	757,968 回 25,848 人	1,058,400 回 35,280 人
訪問入浴介護	2,880 回 708 人	2,508 回 612 人	2,268 回 528 人	4,572 回 840 人
訪問看護	93,684 回 11,280 人	100,932 回 12,564 人	108,984 回 14,064 人	129,312 回 22,272 人
訪問リハビリテーション	20,544 回 1,668 人	22,116 回 1,812 人	23,952 回 1,980 人	28,668 回 2,424 人
居宅療養管理指導	21,456 人	22,188 人	23,088 人	34,188 人
通所介護	298,740 回 28,992 人	50,016 回 4,644 人	55,848 回 4,968 人	88,272 回 7,356 人
通所リハビリテーション	49,692 回 5,988 人	53,856 回 6,456 人	58,692 回 6,996 人	94,668 回 10,740 人
短期入所生活介護	68,112 日 6,444 人	78,300 日 6,972 人	90,588 日 7,596 人	168,000 日 12,000 人
短期入所療養介護	4,464 日 516 人	4,596 日 504 人	4,776 日 516 人	6,730 日 732 人
特定施設入居者生活介護	4,836 人	4,896 人	4,956 人	6,696 人
福祉用具貸与	34,152 人	36,780 人	39,732 人	63,504 人
特定福祉用具販売	624 人	624 人	624 人	624 人
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,568 人	3,708 人	5,052 人	8,640 人
夜間対応型訪問介護	36 人	48 人	60 人	108 人
認知症対応型通所介護	21,948 回 1,872 人	25,536 回 2,028 人	30,024 回 2,220 人	53,592 回 3,828 人
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む)	1,992 人	2,292 人	2,628 人	4,368 人
認知症対応型共同生活介護	1,812 人	1,812 人	1,908 人	2,760 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,044 人	1,392 人	1,740 人	3,480 人
地域密着型通所介護		283,428 回 26,316 人	316,452 回 28,128 人	631,560 回 41,700 人
住宅改修	588 人	624 人	648 人	972 人
居宅介護支援	53,172 人	56,784 人	60,804 人	88,608 人

※通所介護の一部は、平成 28 年（2016 年）4 月から順次、地域密着型通所介護に移行します。

（年間の見込数）

(4) 地域密着型サービス整備か所必要量の見込み

計画期間内における整備か所数

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
①北部地域圏域	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所
②丘陵地域東部圏域	0 か所	0 か所	1 か所	2 か所	1 か所	1 か所
③丘陵地域西部圏域	0 か所	0 か所	3 か所	1 か所	2 か所	0 か所
④中心地域東部圏域	0 か所	0 か所	3 か所	4 か所	3 か所	1 か所
⑤中心地域西部圏域	0 か所	0 か所	3 か所	4 か所	4 か所	1 か所
⑥中心地域中部圏域	2 か所	1 か所	2 か所	4 か所	2 か所	1 か所
⑦南部地域圏域	0 か所	0 か所	2 か所	4 か所	2 か所	1 か所
計	2 か所	1 か所	15 か所	20 か所	15 か所	5 か所

※整備済み数を含みます。

- サービス整備圏域内での整備が困難な場合は、サービスの提供がされることを優先し、必ずしも圏域にこだわらず、他の圏域での整備も含めた柔軟な整備に努めます。
- 地域密着型特定施設入居者生活介護については、必要利用定員を定めておらず、サービス必要量を見込んでいません。

(5) 地域支援事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業の目標量

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護予防・生活支援サービス				
訪問系サービス		4,212人	11,328人	
通所系サービス		3,156人	8,436人	
介護予防ケアマネジメント		7,188人	19,272人	
一般介護予防事業				
介護予防把握事業	31,800人	33,400人	35,100人	
介護予防普及啓発事業	1,511回	1,520回	1,520回	
地域介護予防活動支援事業	6,213回	6,215回	6,220回	
一般介護予防事業評価事業	1 回	1 回	1 回	
地域ハビリテーション活動支援事業				

(年間の見込数)

包括的支援事業の目標量

	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成 37 年度 (2025年度)
地域包括支援センター運営事業	6 か所	6 か所	6 か所	
医療・介護連携				
医療と介護の資源マップ			1	
はつらつパスポート	1	1	1	
認知症施策総合推進事業				
認知症地域支援推進員	1 人	3 人	3 人	
認知症初期集中支援チーム	1 チーム	1 チーム	1 チーム	
認知症カフェ		2 か所	7 か所	
生活支援体制整備事業	1 か所	1 か所	1 か所	

任意事業の目標量

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
介護給付適正化事業	17,424人	17,960人	18,500人	
家族介護支援事業				
高齢者位置情報お知らせサービス事業	10人	13人	16人	
高齢者紙おむつ等支給事業	253人	286人	319人	
その他事業				
高齢者住宅等安心確保事業	30世帯	30世帯	30世帯	
高齢者食の自立支援サービス事業	881人	916人	952人	
介護相談員派遣事業	18人	18人	19人	
高齢者緊急一時保護事業	10人	10人	10人	
高齢者ごいっしょサービス事業	57人	63人	76人	
成年後見制度利用支援事業	利用支援	17件	19件	21件
	報酬助成	17件	22件	29件

(6) 標準給付費及び地域支援事業費の見込額

	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 37 年度 (2025 年度)
標準給付費	15,021,201,979 円	15,714,484,758 円	16,594,606,586 円	28,495,888,052 円
地域支援事業費	434,684,000 円	774,964,842 円	1,133,377,864 円	1,760,740,000 円
合計	15,455,885,979 円	16,489,449,600 円	17,727,984,450 円	30,256,628,052 円

保険料段階と保険料の設定

低所得者の負担に配慮するとともに、被保険者の負担能力に応じた保険料段階を設定します。

保険料段階ごとの保険料

保 険 料 段 階		保険料率	保険料（年額）
第1号被保険者	第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.50	29,640円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて120万円以下	0.70	41,496円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、上記以外	0.75	44,460円
	第4段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円以下	0.90	53,352円
	第5段階 本人が市民税非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、上記以外	1.00	59,280円
	第6段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円未満	1.20	71,136円
	第7段階 市民税課税で合計所得金額が年額120万円以上125万円未満	1.25	74,100円
	第8段階 市民税課税で合計所得金額が年額125万円以上190万円未満	1.30	77,064円
	第9段階 市民税課税で合計所得金額が年額190万円以上200万円未満	1.40	82,992円
	第10段階 市民税課税で合計所得金額が年額200万円以上290万円未満	1.50	88,920円
	第11段階 市民税課税で合計所得金額が年額290万円以上400万円未満	1.65	97,812円
	第12段階 市民税課税で合計所得金額が年額400万円以上600万円未満	1.80	106,704円
	第13段階 市民税課税で合計所得金額が年額600万円以上1,000万円未満	1.85	109,668円
	第14段階 市民税課税で合計所得金額が年額1,000万円以上	2.00	118,560円

介護保険料基準額

月額 4,940 円、年額 59,280 円

茨木市民憲章

わたくしたち 茨木市民は

1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

昭和 41 年（1966 年）11 月 3 日制定

茨木市総合保健福祉計画《総括》

分野別計画 茨木市高齢者保健福祉計画（第 7 次）

茨木市介護保険事業計画(第 6 期)

概要版

平成 27 年(2015 年) 3 月

発行 茨木市健康福祉部高齢介護課

茨木市駅前三丁目 8 番 13 号

TEL 072-622-8121（代表）